

## 令和8年度富山県外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、外国人介護人材受入施設環境整備事業(以下「本事業」という。)の実施について、富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 第2 外国人介護人材の在留資格

介護保険サービス事業者が行う取組みで、補助金の交付の対象となる外国人介護人材は、「特定活動」(経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。 )、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。

### 第3 補助対象事業の内容

次のア又はイの取組みにかかる経費の一部を補助する。

ア 外国人介護人材を雇用する(雇用予定を含む。)介護保険サービス事業者が行う次の取組み

- ① 外国人介護職員とのコミュニケーションの促進
  - (1)外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等と行うオンラインによる通話
  - (2)介護業務マニュアル(介護の手順、介護用語の統一化等)の作成・既存マニュアルの翻訳
  - (3)多言語翻訳機の購入又はリース
  - (4)外国人介護職員の日本語学習(日本語講師による教育等)
  - (5)日本人介護職員の異文化理解に資する教育・研修の受講
  - (6)日本人介護職員の介護技能実習評価者養成講習の受講
  - (7)その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に必要と考えられる取組み
- ② 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援
  - (1)教材の購入、外部講習等の受講、日本語講師による教育
  - (2)その他外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要と考えられる取組み
- ③ 外国人介護職員の生活支援
  - (1)孤立防止やホームシック等のメンタルケア
  - (2)地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催(会場使用料及びチラシ印刷・郵送料のみ)
  - (3)外国人介護人材が通勤や生活で使用する自転車の購入
  - (4)雇用開始から1年以内の外国人介護人材の入居するアパート借上料(以下、住居費とする)
    - 1 当該年度に、1事業所あたり金 50,000 円(消費税を含む)以上、住居費以外の事業内容を実施する場合、住居費を申請できるものとする。
    - 2 対象となる住居費は、外国人介護人材の住居に係る当該年度における費用で、賃借料、共益費(管理費)、インターネット回線使用料、プロバイダ料金とし、外国人職員1人あたり金 12,000 円/月を超え負担する場合、超過する額(最大 30,000 円/人・月)を補助対象経費とする。なお、法人所有の住居に外国人介護人材を入居させる場合は、賃借料及び共益費は補助対象としない。また、敷金、礼金、更新料及び住居の修繕費用は補助対象外とする。
    - 3 住居賃借料の対象期間は、雇用開始から1年を経過するまでとする。また、開始日は雇用開始と住居への入居が重なる日とする。(実績報告時に、支出証拠書類のほか、住民票の写し等の提出を要する。)
  - (5)その他外国人介護職員の生活支援に必要と考えられる取組み

【計算例】【住居費以外の事業費】計 50,000 円(自転車購入費等) …①

【住居費】

申請日現在、賃借料 11 万円/月に 2 人(雇用開始1年以上経過)入居しており、10 月から、入居・雇用予定の外国人が1名追加入居する場合(外国人職員負担額は 0 円)  
(11 万円 / 3 人) -12,000 円×1 人 =24,666 円(円未満切り捨て)  
24,666 円(※最大 30,000 円)×6ヵ月(10 月～3 月)=147,996 円 …②

補助対象計 ①+② = 197,996 円

補助額 197,996 円×2/3=131,000 円(千円未満切り捨て)

イ 介護福祉士試験を受験する意志を有する外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設が行う留学生への教育の質の向上に必要な取組み

- ・留学生向けの介護福祉士試験対策教材の作成
- ・留学生の指導方法等に関する教育の手引きの作成
- ・教員の異文化理解に資する教育・研修の受講

※下線は前年度からの変更点です。

- ・その他留学生への教育の質の向上に必要と考えられる取組み

#### 第4 申請手続き等

ア 交付申請では、以下の書類を提出するものとする。

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・所要額調書(様式第2号)
- ・事業計画書(様式第3号)
- ・住居費を申請する場合、住居費確認シート(賃貸借契約書等は、実績報告時に提出してください。)
- ・雇用契約書(写し)、雇用予定の場合は雇用予定であることを証明する書類
- ・研修を受講する場合、受講予定の研修概要が分かるチラシ、パンフレット(写し)
- ・自転車や多言語翻訳機、本等を購入する場合、購入予定対象のカタログ、パンフレット(写し)
- ・交流会を実施する場合は、交流会の開催案内(写し)など
- ・申請時チェックシート

イ 実績報告では、以下の書類を提出するものとする。

- ・実績報告書(様式第5号)
- ・実績額精算書(様式第6号)
- ・事業実績報告書(様式第7号)
- ・事業を行ったことが確認できる記録、写真等
  - 申請時に雇用契約書を提出していない場合は、雇用契約書の写し
  - 補助対象者による支払又は費用負担が確認できる書類(領収書又は請求書の写し等)
  - 研修を実施等した場合は、実施内容がわかる書類(日程表等)
  - 介護業務マニュアルを作成した場合は、作成したマニュアル
  - イベントを開催等した場合は、実施内容がわかる書類(次第、参加者名簿、当日資料、参加した外国人介護人材が写っている写真 等)
  - 自転車や多言語翻訳機、本等を購入した場合は、購入した現物全ての写真
  - 住居費の場合は、外国人介護人材の住居が確認できる書類(住民票または住基カード等)、住居費用や入居者が確認できる書類(賃貸借契約書、支出証拠書類等)、インターネット料金が確認できる書類(支出証拠書類等)の写し
- ・口座振替申込書(参考様式に記載された事項を網羅していれば、ホームページに掲載した様式によらずともよい)

※ 交付申請及び実績報告受領後、追加で書類の提出を求められることがある。

#### 第5 基本的なスケジュール

時期	内容
令和8年10月30日(金)まで	一次募集(交付申請の受付)
令和9年1月ごろ	県による審査のうえ、交付決定
令和9年2月ごろ	予算に余力がある場合、追加募集実施 ※県ホームページでご案内いたします。
事業完了後30日以内 又は令和9年3月31日まで	実績報告の期限
実績報告後(1カ月程度)	県による審査のうえ、補助金交付

第6 申請先・問合せ先 ※申請書類等は、持参、郵送又は電子申請フォームにより提出すること。

富山県 厚生部 厚生企画課 地域共生福祉係(本館2階)

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL 076-444-3197 FAX 076-444-3491

電子申請フォーム URL: <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/llMZdUlu>



※下線は前年度からの変更点です。